

R7年度 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業

志布志市みなと振興課

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して、コンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して、予算の範囲内で助成金を交付します。条件は以下のとおりです。

1 助成対象者

- ・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業（個人経営者含む）
- ・輸入については、船荷証券の受荷主、輸出については、船荷証券の出荷主

2 助成対象貨物

- ・志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して行う、輸出入コンテナ貨物のうち、新規（初めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外、以前に志布志港を活用した者）の実入りコンテナ貨物

3 助成対象外貨物

- ・志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金の交付を受けた、または受ける予定である食品等コンテナ貨物と船荷証券(B/L)1件が1TEUに満たない小口混載貨物

4 助成対象期間

- ・2025年1月1日から2025年12月31日までの1年間

5 助成金の額

申請区分	助 成 額	摘 要
【新規利用】	・新規事業者の全取扱量に対して助成 輸出貨物…10,000円(1TEUにつき) 輸入貨物…5,000円(1TEUにつき)	一荷主あたりの助成上限額 輸出…2,000,000円 輸入…1,000,000円
【継続利用】 ※社名変更等 を含む	・継続事業者の全取扱量に対して助成 輸出貨物…2,000円(1TEUにつき) 輸入貨物…1,000円(1TEUにつき)	一荷主あたりの助成上限額 輸出…3,000,000円 輸入…2,000,000円

※本助成は、令和7年の助成申請に対して予算の範囲内で助成するものです。

6 事業計画書 【提出期限 令和7年10月31日必着】

- ① 様式第1号 事業計画書
- ② 様式第2号 申請者変更確認書（該当事業者のみ）
※B/Lの輸入又は輸出者欄に記載してある事業者と申請者が一致しない場合は提出してください。
- ③ 定款及び法人の登記事項証明書（新規利用事業者又は申請が初めての事業者のみ）

7 助成金交付申請書 【提出期限 令和7年1月30日必着】

- ① 様式第3号 助成金申請書
- ② 船荷証券（B/L）の写し
※B/Lの複写は鮮明なものを添付してください。複数B/Lの1枚用紙への縮小複写は不可です。B/Lの複写はA4サイズに1件を基本とします。
※B/Lチェック表の提出もよろしくお願いします。
- ③ 様式第4号 輸送証明書（該当事業所のみ）

8 助成金交付請求書

- ① 志布志市より送付した様式第5号「助成金交付決定及び確定通知書」の写し
- ② 様式第6号 助成金交付請求書

【申請等の期間を示した図】

2025年												2026年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
← 1/1～12/31 助成対象期間（この期間の貨物が助成の対象となります） →															
							8/1～10/31 計画書提出期間								
												1/5～1/30 申請書提出期間			
												1月～3月 申請書審査期間			
												2月末～3月 助成金確定通知発送			
												3月中旬 請求書提出期間			

9 お問い合わせ・連絡先

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志市役所 みなと振興課 みなと振興係グループ
TEL：099-472-1111（内線 451、453） FAX：099-473-2203
E-mail：minato@city.shibushi.lg.jp